

成年後見人等報酬の助成申請をされる方へ

本人（成年被後見人等）の収入や財産が十分ではなく、成年後見人等や成年後見監督人等への報酬の負担が困難であると認められる場合、白井市の成年後見制度利用支援事業による助成が受けられます。

- ※ 本人とは、原則、白井市に住所を有する高齢者・知的障害者・精神障害者で、家庭裁判所の審判を受け、成年被後見人・被保佐人・被補助人となった方を指します。
- ※ 成年後見人等とは、本人の成年後見人、保佐人、補助人のことを指します。
- ※ 成年後見監督人等とは、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人のことを指します。

1. 助成の対象となる方

助成対象となるのは、本人の属する世帯の状況が、以下の要件に該当する方です。なお、成年後見人等が親族（本人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹）である場合は、助成対象とはなりません。

助成対象となる要件

【本人の属する世帯の要件】

本人の属する世帯について、以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

- 1 生活保護を受給している世帯
- 2 生活保護法による保護の基準から算出した本人の属する世帯の生活保護基準額（各種加算を含む。）に成年後見人等報酬金額を加え、その合計金額が当該世帯の収入を超える。
- 3 本人の属する世帯がその収入、預貯金及び換金可能な資産から成年後見人等報酬金額を支払うことにより、当該世帯が生計を維持することが困難になると認められる。



3については、具体的には、原則、以下の(1)から(4)の全てに該当する方です。

- (1) 本人の属する世帯全員、市町村民税が非課税
- (2) 本人の属する世帯の年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下
- (3) 本人の属する世帯の預貯金と有価証券等即時換金可能な資産の合計額が単身世帯で 100 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下
- (4) 世帯員が居住する家屋その他、日常に必要な資産以外に利用し得る資産を有していない。

2. 助成の限度額

助成の対象となるのは、成年後見人等報酬及び成年後見監督人等報酬について、家庭裁判所が審判により付与した分ですが、以下のとおり限度額があります。

なお、対象となるのは、平成24年4月1日以降の後見等及び後見監督等に関する業務の報酬です。

【限度額】

- (1) 本人が施設に入所している場合 …… 月額18,000円
- (2) 本人が在宅で生活している場合 …… 月額28,000円

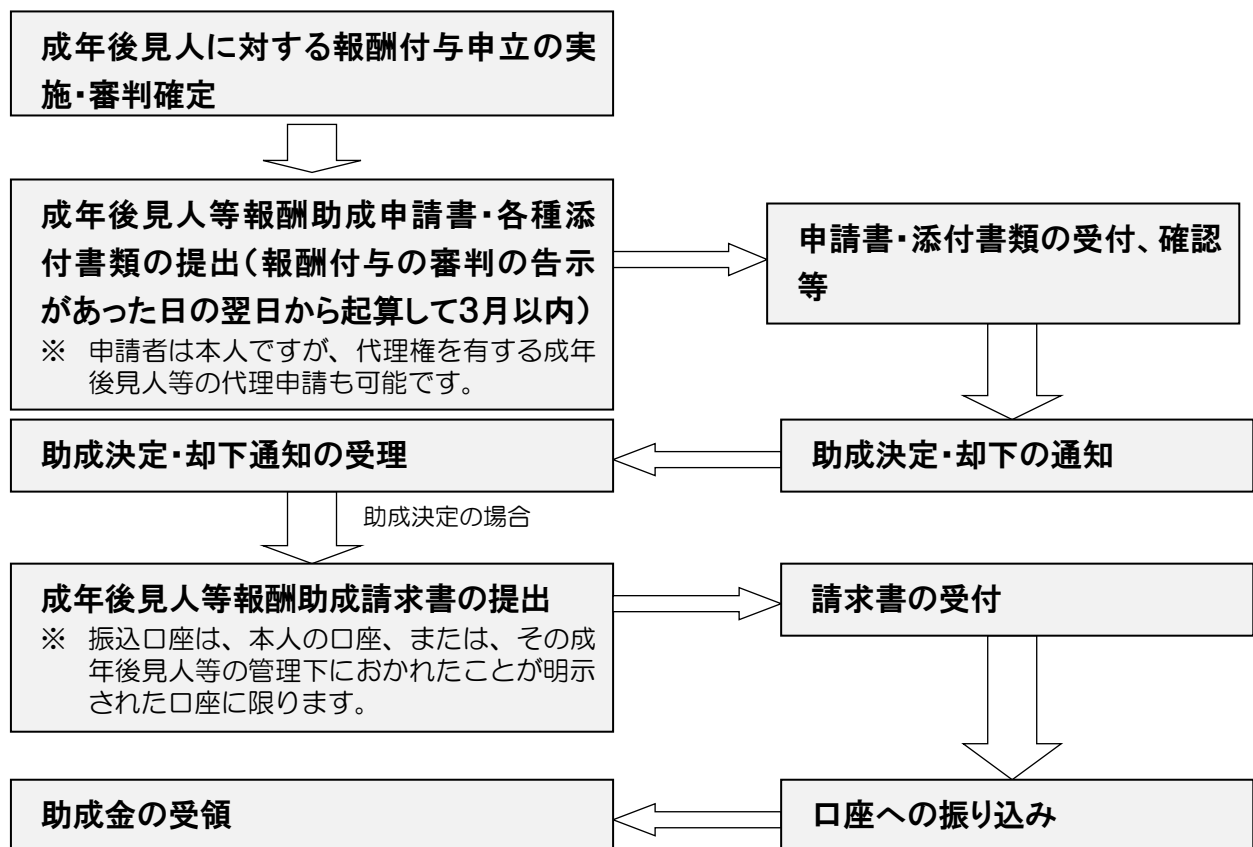
※ 対象期間のうち、全日施設等に入所している月は、(1)を適用、施設等に入所していない日が1日以上ある月は、(2)を適用し、これを合算して全助成対象期間の上限額を定めます。

※ 病院に入院した場合は、入院の日から3か月を経過した次の日から、施設入所として取り扱います。

3. 助成までの流れ

【本人・成年後見人等】

【市】

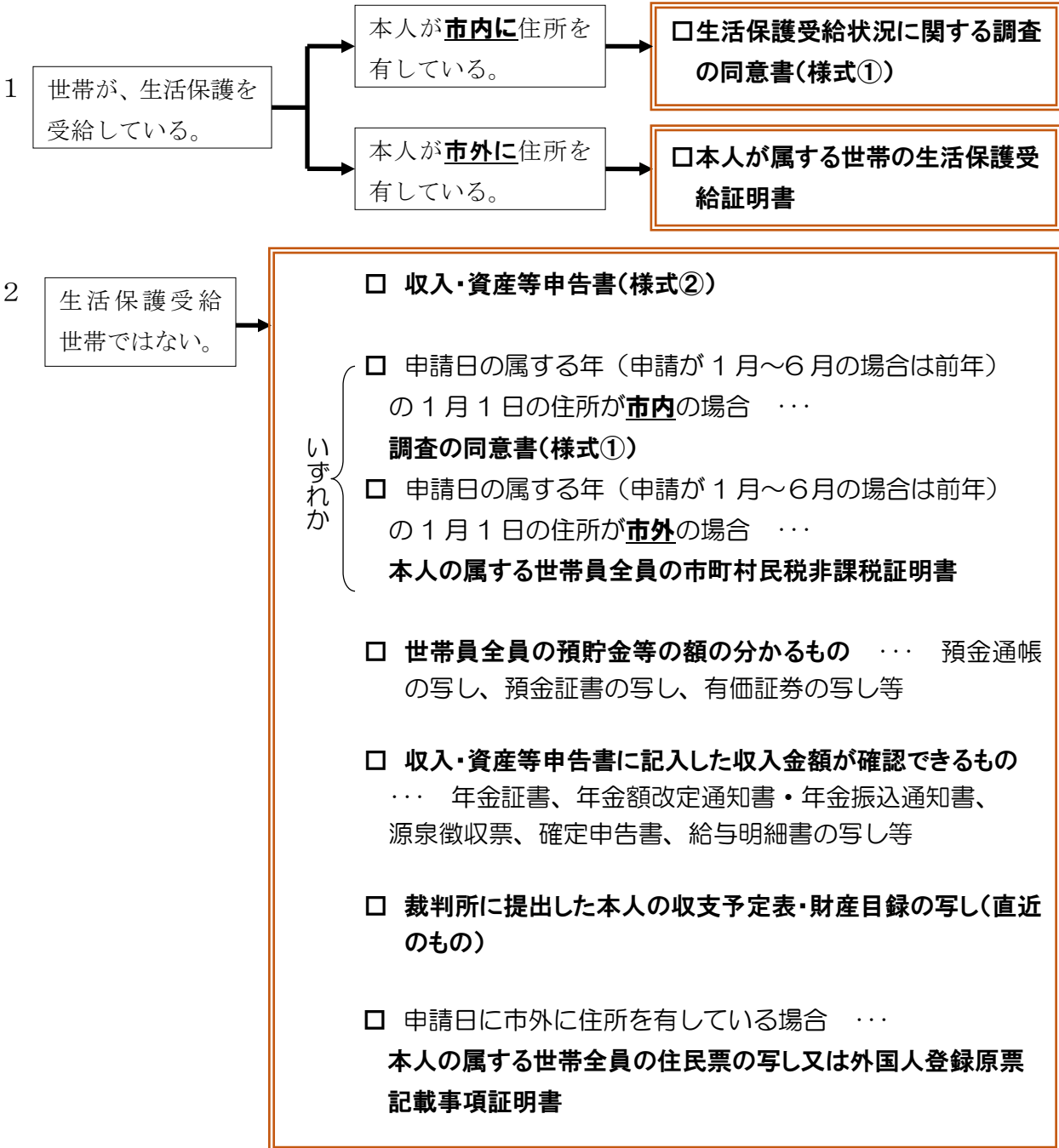


4. 申請に必要な書類

全員に提出していただく書類

- 成年後見人等報酬助成申請書(第5号様式)
- 報酬付与の審判書謄本の写し
- 登記事項証明書の写し

本人(成年被後見人等)に関する書類(該当する書類を提出してください)。



成年後見制度 市長による審判請求・申立費用の助成・成年後見人等報酬助成 担当課
【高齢者(65歳以上)の方】

白井市高齢者福祉課 地域包括ケア推進係 電話 047-497-3484

【知的障害者・精神障害者の方】

白井市障害福祉課 電話 047-497-3483

住所 : 〒270-1492 千葉県白井市復 1123